

大紀町子育て応援給付金事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰による子育てや児童・生徒等の就学等への影響に対し、これらの乳児、児童・生徒及び同年代の障害者等の養育者を支援することを目的として、これらの者を養育する世帯の世帯主に対して、子育て応援給付金を支給することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て応援給付金 前条の目的を達するために、大紀町によって贈与される手当をいう。
- (2) 支給対象者 別記1に掲げる者をいう。
- (3) 支給対象となる子等 別記2に掲げる者をいう。

(子育て応援給付金の支給等)

第3条 町は、支給対象者に対し、この要綱に定めるところにより、子育て応援給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する子育て応援給付金の金額は、次に掲げる額とする。

- (1) 別記2の①に該当する者 1人につき2万円
- (2) 別記2の②に該当する者 1人につき4万円
- (3) 別記2の③に該当する者 1人につき6万円
- (4) 別記2の④に該当する者 1人につき5万円

3 前項の1号から3号のいずれかに該当し、かつ4号に該当する場合はそれぞれの各号に該当する額の給付金を支給する

(支給開始日及び支給申請期限)

第4条 子育て応援給付金に係る町の支給申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに町長が別に定める日とする。

2 支給申請期限は、令和5年3月20日とする。

(申請及び支給の方式)

第5条 別記2の①に該当している者の内、町の児童手当の受給対象となっている者及び別記2の④事項の該当者は別紙様式第1号の確認通知書（以下「確認通知書」という。）を持って支給対象者に通知し、これ以外の者については別紙様式第2号の申請書に必要な添付書類を添えて申請を行うことにより給付を行うものとする。

2 支給対象者への支給は、次の各号の方式のいずれかにより行う。

(1) 積極支給方式 町より確認書を送付後、一定期限内に受給拒否の申し出がなかった者に対し、登録されている金融機関の口座に振り込む方式

(2) 申請支給方式 申請書の提出により支給対象者であることが確認された者に対し、支給対象者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(支給)

第6条 町長は、前条の規定により拒受給拒否の申し出がなかった者には支給予定日の10日前、及び申請書を受け取った場合には内容の確認後に支給を決定したものとし、当該支給対象者に対し、子育て応援給付金を支給するものとする。

(子育て応援給付金の支給等に関する周知等)

第7条 町長は、子育て応援給付金事業の実施に当たり、支給対象者及び支給対象となる子の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知に努めることとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 町長が第5条第1項の規定に基づく確認書の送付を行い一定期限内に受給拒否の申し出があったもの、また、前条の規定に基づき周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条第2項の申請期限までに第5条による申請が行われなかった場合、支給対象者が子育て応援給付金の受給を辞退したものとみなすものとする。

2 町長が第8条の規定に基づき支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなすものとする。

(不正利得の返還)

第11条 町長は、偽りその他不正の手段により子育て応援特別手当の支給を受けた者がいるときは、支給を行った子育て応援給付金の返還を求めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年6月1日限りその効力を失う。

別記（第2条関係）

1 支給対象者

子育て応援給付金の支給対象者は、令和4年10月1日（以下「基準日」という。）において、2に定める「支給対象となる子等」の養育者であって、次の要件のいずれかに該当する者とする。

- ① 基準日において大紀町の住民基本台帳に記録されている者（基準日以後、令和4年11月1日までに支給対象となる子の養育者となった者を含み、基準日以後、給付決定までに支給対象者が転出した者を除く。）

ただし、当該者が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者等のうちから選ばれた者）

2 支給対象となる子等

子育て応援給付金の支給対象となる子等は、基準日において次の要件のいずれかに該当する大紀町の住民基本台帳に記録されている者又は、就学等のために大紀町以外に住所を有しているが別記1の支給対象者の扶養親族となっている者とする。

- ① 令和5年3月31日時点で15歳以下（平成19年4月2日以降に生まれた者）の者

② 学校教育法（昭和22年法律第26号）の第1条に規定する高等学校又は高等専門学校の第3学年までの課程、高等学校に相当する課程の中等教育学校、高等学校に準じた教育を受ける特別支援学校、若しくは令和5年3月31日時点で18歳から16歳（平成16年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた者）で同法第124条に規定する専修学校若しくは同法134条に規定する各種学校のいずれか（以下「高等学校等」という。）に在学している者

③ 令和5年3月31日時点で24歳から19歳（平成10年4月2日から平成16年4月1日の間に生まれた者）で、学校教育法（昭和22年法律第26号）の第1条に規定する大学（短期大学および大学院を含む）、高等専門学校の第4学年以降の課程、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法134条に規定する各種学校のいずれか（以下「大学等」という。）に在学している者

- ④ 24歳（平成10年4月2日以降に生まれた者）以下で次のいずれかに該当する者（以下「障害者等」という。）

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所において、知的障害者（児

を含む) と判定された療育手帳の交付を受けた者。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

様式（省略）